平成２１年（フ）第６４６４号
大阪府東大阪市小阪本町１丁目11番１―1003号
債務者　河本幸惠こと　全　　幸惠
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４９８号
大阪府茨木市鮎川１丁目６番７号
債務者　千原　妙子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５０７号
大阪府東大阪市西岩田３丁目３番52―1105号
債務者　田中　弓子（旧姓奥野）
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５４２号
大阪市平野区瓜破西２丁目６番37号　スピール平野Ⅰ　202号、住民票上の住所大阪市平野区瓜破１丁目９番14号　吉祥苑ハイツ22号
債務者　上野　國博
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５４３号
大阪市平野区瓜破西２丁目６番37号　スピール平野Ⅰ　202号
債務者　本田ヨリ子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５５５号
大阪市都島区東野田町５丁目２番18―406号
債務者　小川　晃司
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５６７号
大阪府門真市本町３番17号
債務者　宮下つね子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５６８号
大阪市東住吉区住道矢田８丁目17番17号　エクレール406号
債務者　寺田　　誠
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５７４号
大阪市住吉区大領２丁目２番26号　ハイツ大領202号
債務者　石田マサヨ
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５７６号
大阪市東淀川区東中島３丁目６番１―1105号
債務者　松田　美香（旧姓眞下）
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５８０号
大阪市西成区千本北２丁目32番19号　カモンコート岸里Ａ16
債務者　大迫　心美
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５８１号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目５番２号　明光ハウス311号
債務者　薦田　政江
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０号
香川県仲多度郡多度津町堀江４丁目11番65号
債務者　椎田　　保
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第６５号
山口県宇部市浜田１丁目７番10号
債務者　溝田　綾子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１１１号
山口県宇部市大字船木249番地19
債務者　石井　博文
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１２６号
山口県宇部市大字中野開作250番地２
債務者　末広　泰孝
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第９７４号
宮城県名取市愛島塩手字北野97番地
債務者　板橋　実穂
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０７３号
仙台市宮城野区平成１丁目３番８号　小沢第２アパート102
債務者　大川　　孝
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係